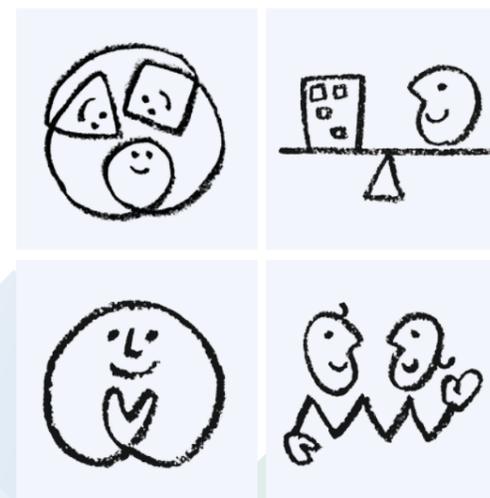


武蔵野市 第五次男女平等推進計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

概要版



武蔵野市第五次男女平等推進計画 概要版
令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

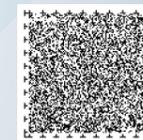
令和6(2024)年 3月
編集・発行：武蔵野市市民部市民活動推進課

武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい
〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階
Tel:0422-37-3410
Mail:danjo@city.musashino.lg.jp



令和6(2024)年 3月

武蔵野市



このリーフレットは、表紙の右下と、裏表紙の左下に音声コード [Uni-Voice] が印刷されています。スマートフォン専用アプリなどで読み取ると、音声で内容が確認できます。

はじめに

この計画は、平成29（2017）年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために、策定するものです。

計画の目指す将来像

すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちを目指します。

※性別等：人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

計画の基本理念

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念（根底にある根本的な考え方）とします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

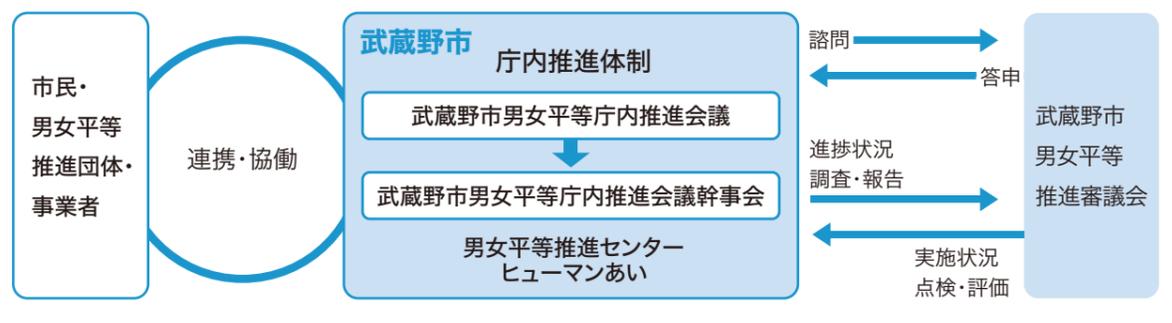
計画の期間

令和6（2024）年度から
令和10（2028）年度
までの5年間。

計画の位置づけ

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づく計画
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

計画の推進体制



計画の数値目標

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		令和4 (2022) 年度	令和10 (2028) 年度		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	10 団体	13 団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	35.7%	70%	男女平等に関する意識調査	
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	49.4% ^{※1}	男女いずれの性も40%以上	男女平等推進計画推進状況調査	特定事業主行動計画
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数(時間)	181.5 時間			
	市役所内における女性管理職の割合(%)	13.0% ^{※1}	第三次特定事業主行動計画前期計画の数値目標を目標とする(令和6年度策定予定)		
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	88.2%			
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	94.1%			子どもプラン武蔵野
	病後児保育(人・か所数)	423 人日 3か所	第六次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする(令和6年度策定予定)		
	一時保育事業(幼稚園型)(人・か所数)	62,830 人 13か所			
	一時保育事業(その他)(人・か所数)	5,515 人 7か所			
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	受けた暴力やハラスメントについて相談をしなかった人の割合(%)	66.7%	62% ^{※2}	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	9.8%	15%		
	むさしのにじいる相談を知っている人の割合(%)	4.5%	10%		
	男女平等の視点に立った教育のための出前講座(回)	—	5回	男女平等推進計画推進状況調査	
	乳がん検診受診率(%)	26.2%	32% ^{※3}	健康推進計画	健康課
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	子宮がん検診受診率(%)	37.8%	46% ^{※3}		
	武蔵野市パートナーシップ制度を知っている人の割合(%)	29.2%	35%		男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っている人の割合(%)	15.2%	25%	男女平等に関する意識調査	
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	19.5%	30%		

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 割合を下げることを目標とする

※3 令和11（2029）年度の数値目標

基本目標Ⅰ

男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。

また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の教育を、より一層推進します。



基本施策と主な施策（★は重点施策）

1 男女平等の意識づくり

- (1) 男女平等の意識啓発 ★
- (2) 男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

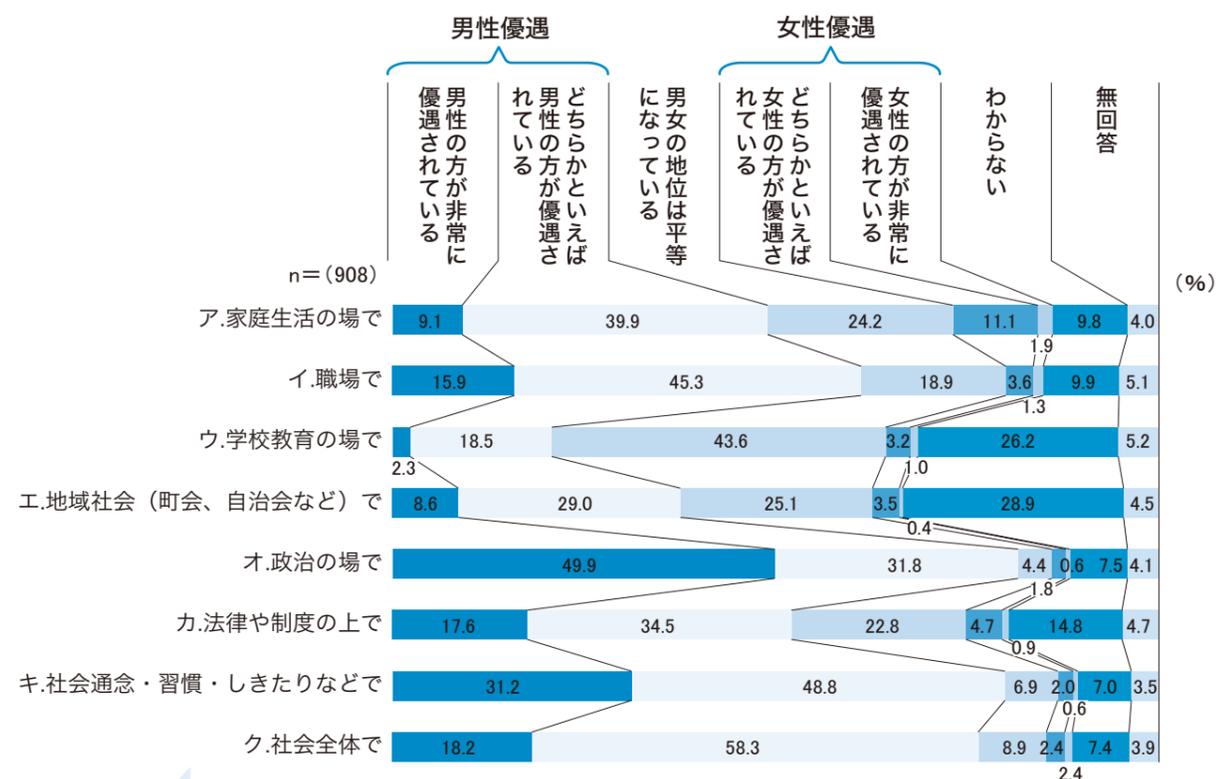
2 男女平等教育の推進

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進

3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり

- (1) 性の多様性に関する理解の促進 ★

男女の地位の平等感（全体）



男女の地位の平等感についての質問に対し、「男女の地位は平等になっている」という回答が最も多いのは「学校教育の場で」4割程度、次いで、「地域社会（町会、自治会など）」、「家庭生活の場で」、「法律や制度の上で」となっています。「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、「政治の場で」社会通念・習慣・しきたりなどで8割、「社会全体で」、「職場で」、「法律や制度の上で」で5割を超えています。

資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5(2023)年3月）

基本目標Ⅱ

生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

（武蔵野市第二次女性活躍推進計画）

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期等ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者等と協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画等、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。



基本施策と主な施策（★は重点施策）

1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ★
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

3 子育て及び介護支援の充実

- (1) 子育て支援施策の充実 ★
- (2) 介護支援施策の充実

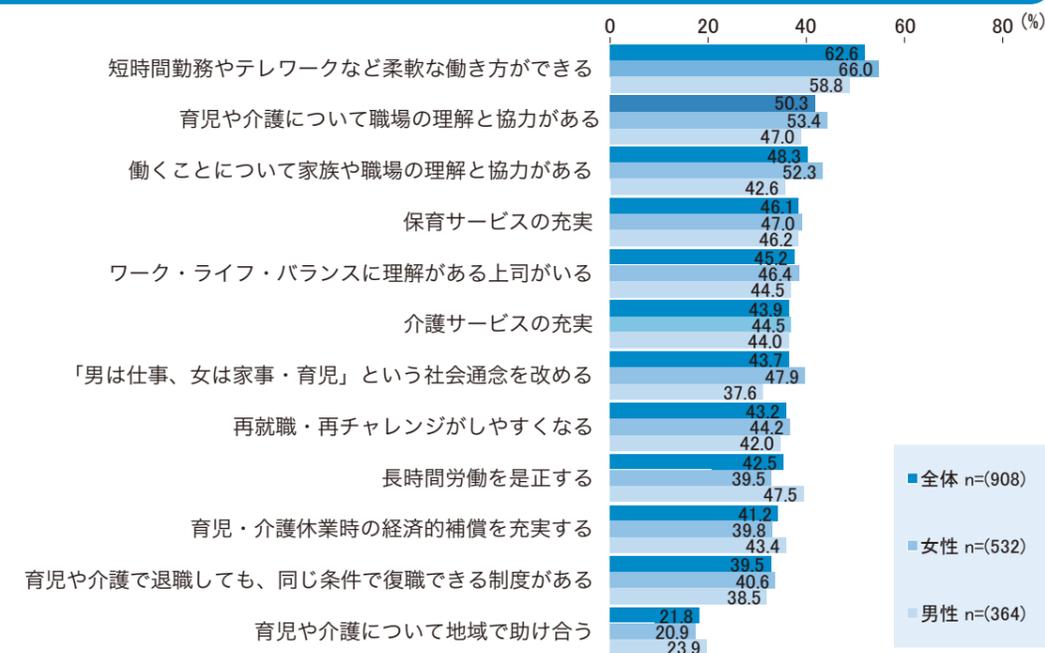
2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み

4 あらゆる分野における女性活躍の推進

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

性別にかかわらず働きやすくなるために必要なこと（性別）



性別等にかかわらず働きやすくなるために必要なこととしては、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方ができる」、「育児や介護について職場の理解と協力がある」、「保育サービスの充実」が上位に挙がっています。

資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5(2023)年3月）

基本目標 III

人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（DV、デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。



また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性を支援するための体制を整備し、支援に取り組みます。

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立って支援を行います。

個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。

基本施策と主な施策（★は重点施策）

1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援（武蔵野市第三次配偶者暴力対策基本計画）

(1)暴力の未然防止と早期発見 (2)相談事業の充実★ (3)安全の確保 (4)自立支援 (5)推進体制の整備

2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

(1)性に関するハラスメントやストーカー等への対策

3 困難な問題を抱える女性への支援

(武蔵野市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

(1)支援に関する周知及び啓発
(2)推進体制の整備 ★

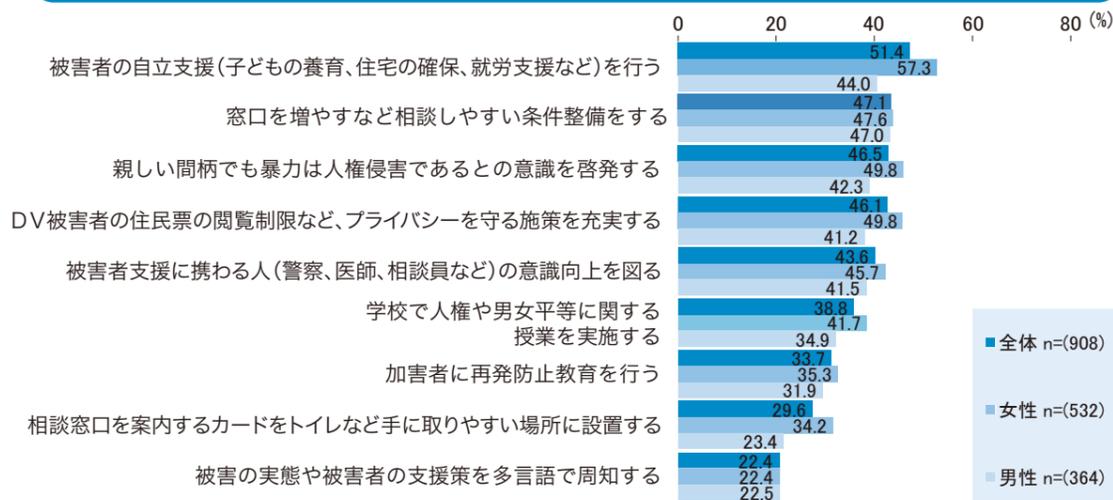
4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

(1)ひとり親家庭等への支援 ★
(2)高齢者・障害のある方・ひきこもりの方への支援
(3)性的マイノリティ等への支援

5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進

(1)各種健康診断の充実
(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ★

配偶者間での暴力（DV）やデートDVの対策や防止のために必要な施策（性別）



配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のために必要な施策については、「被害者の自立支援を行う」との回答が最も多くなっています。

資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5(2023)年3月）

基本目標 IV

男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

男女平等社会の実現に向けて、「男女平等の推進に関する条例」に基づき、総合的・計画的に施策を推進する必要があります。また、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えます。これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行います。「男女平等の推進に関する条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。

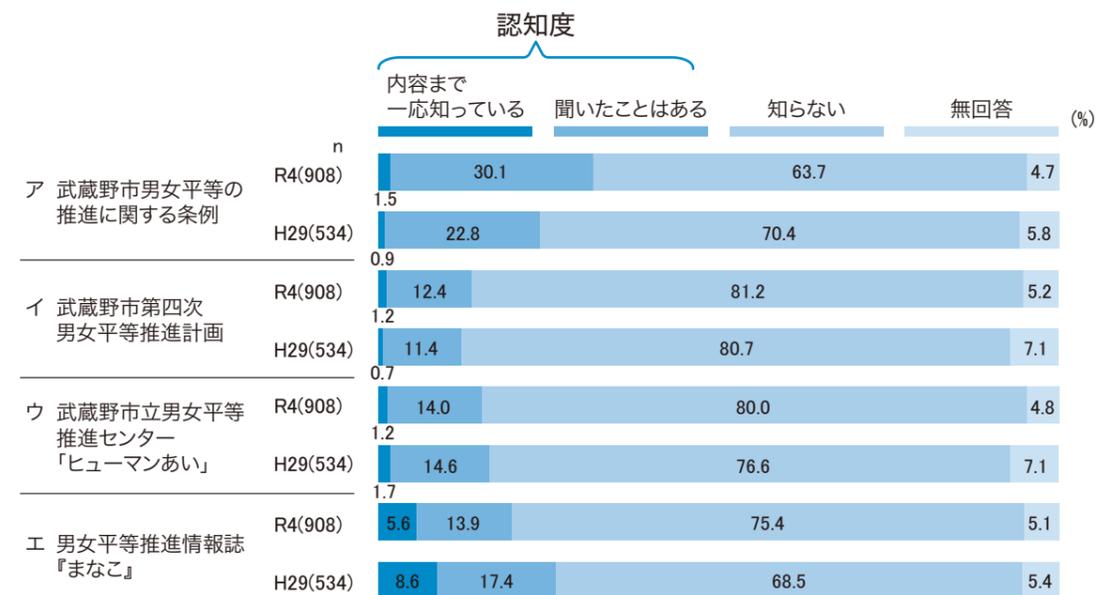


基本施策と主な施策（★は重点施策）

1 計画推進体制の整備・強化

(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
(2)市民参加による男女平等の推進
(3)庁内推進体制の整備
(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ★
(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み（経年比較）



「知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み」を平成29(2017)年度と比較すると、「男女平等の推進に関する条例」の認知度は増加しました。武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」の認知度に大きな差は見られず、男女平等推進情報誌「まなこ」の認知度は減少しました。

資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5(2023)年3月）